

## 道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca (道銀VISA) 規定

### 1 【本規定の目的】

本規定は、株式会社北海道銀行（以下「当行」といいます。）、道銀カード株式会社（以下「当社」といいます。）および北海道旅客鉄道株式会社（以下「JR北海道」といいます。）の発行する道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca（道銀VISA）（以下「道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca」といいます。）の発行条件、機能および使用方法等について定めるものとします。

### 2 【道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca】

(1)道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaは、当行の普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じ。）のキャッシュカードとしての機能（「キャッシュカード規定」および「デビットカード取引規定」等により定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」といいます。）と、当社のクレジットカードとしての機能（「道銀VISAカード会員規約」（以下「会員規約」といいます。）により定められた機能をいい、以下「クレジットカード機能」といいます。）およびJR北海道の「Kitacaに関する特約（道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca）」に定められたJR北海道所定の乗車券（以下「ICカード乗車券」といいます。）を提供する機能（以下「Kitaca機能」といいます。）を一本化し、各機能を1枚で提供するカードのことをいいます。なお、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaの表面には、「道銀キャッシュ・クレジットカード」と表示するほか、氏名（ローマ字表示）、クレジットカード機能の会員番号・有効期限およびキャッシュカード機能の普通預金口座番号等が表示されるものとします。

(2)「普通預金規定」、「総合口座規定」、「キャッシュカード規定」、「ICキャッシュカード特約」、「デビットカード取引規定」、「Kitacaに関する特約（道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca）」、会員規約および本規定等を承認のうえ、当行、当社およびJR北海道（以下総称して「各社」といいます。）に道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaの利用を申し込み、各社が認めた者（以下「利用者」といいます。）に対し、各社は、「キャッシュカード規定」により発行されるキャッシュカード（以下「キャッシュカード（普通預金）」といいます。）および会員規約により発行されるクレジットカード（以下「道銀VISAカード」といいます。）に代えて、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaを発行し貸与するものとします。

(3)クレジットカード機能の利用代金等を決済する預金口座（以下「決済口座」といいます。）は、当該道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaの普通預金口座とするものとします。

### 3 【道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaの所有権】

(1)道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaの所有権は各社に帰属するものとし、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaは利用者には貸与されるものとし、また、各社またはそのいずれかから道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaの返却の請求があった場合、利用者はその請求に従って、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaを返却するものとし、また、

(2)道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaを貸与された利用者は、直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします。

(3)利用者は善良なる管理者の注意をもって道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaの使用・保管・管理を行うものとします。また、利用者は、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaについて、他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利の設定をしてはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできないものとします。

### 4 【既存の道銀VISAカードの取扱い】

(1)前記2(2)に基づいて道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaが発行された場合において、利用者が道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaに一体化された道銀VISAカードと同一種別の道銀VISAカード（以下「旧同種道銀VISAカード」といいます。）を既に貸与されている場合には、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca発行日以降の当社所定の日に旧同種道銀VISAカードは無効となるものとします。

(2)前記2(2)に基づいて道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaが発行された場合において、利用者の旧同種道銀VISAカードに付帯する家族カードおよびリボカードを既に貸与されている場合には、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca発行日以降の当社所定の日に旧同種道銀VISAカードに付帯する家族カードおよびリボカードは無効となるものとします。

(3)利用者は、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaの貸与を受けたときは旧同種道銀VISAカードおよび旧同種道銀VISAカードに付帯していた家族カードおよびリボカードをそれぞれ適正に廃棄するものとし、また、

### 5 【道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaの発行】

(1)道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaの発行は、各社、あるいは各社が指定する第三者に委託して行うものとします。

(2)道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaは、会員規約に定める本会員に発行され、家族会員の申込はできないものとします。

(3)道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaの申込ができるのは、個人の方のみとします。また、申込に先立ち、各社から届出住所宛へ諸通知の発送や諸連絡を行うことを了承した方に限るものとします。

(4)道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaの申込にあたり、入会申込書等のご提出書類は返却しないものとします。

(5)道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaが、万が一ご不在などの理由により不送達、返却された場合には、当行または当社で所定の期間保有し、所定の期間を経過した場合、当行または当社は、当該カードを適正に破棄するものとし、また、

### 6 【道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaの取扱い】

(1)利用者は、預入れ・払戻し・振込・振替・現金の借受等の取引が可能な機器（以下「自動機」といいます。）において道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaを利用する場合は、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca表面に記載されているカード挿入方向の指示に従って、キャッシュカード機能と、クレジットカード機能を使い分けするものとします。

(2)利用者が、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaのデビットカードとしての機能（「デビットカード取引規定」により定められた機能をいいます。）、クレジットカード機能およびKitaca機能の全機能またはそのいずれか2種類の機能を使用できる加盟店において道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaを利用する場合には、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaを提示する際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申し出るものとします。

(3)前記(1)および(2)において、利用者が使用方法を誤った場合に生じる不利益・損害については、利用者が負担するものとし、また、利用者は、この場合の取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとし、また、

### 7 【道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaの有効期限】

(1)道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaの有効期限は、各社の所定の日とします。

(2)各社は、カードの有効期限までに退会の申し出がなく、かつ、各社が引き続き利用を認めた場合、有効期限を更新した新たな道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca（以下「更新カード」といいます。）を発行し貸与するものとし、また、

(3)更新前の道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaのキャッシュカード機能は、利用者が更新カードのキャッシュカード機能を利用した以後、失効するものとし、また、

(4)利用者は、更新カードの貸与を受けたときは、必要な手続きを経た後、速やかに更新前の道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaを適正に廃棄するものとします。

### 8 【道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaの喪失等】

(1)利用者は、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaが紛失・盗難・詐取・横領等（以下併せて「喪失等」といいます。）にあった場合には、直ちにその旨を各社に通知し、最寄の警察署に届出を行うものとし、また、

(2)喪失等の通知を当行が受けた場合には、当行がキャッシュカード機能を停止するものとします。また、

喪失等の通知を当社が受けた場合には、当社がクレジットカード機能を停止するものとし、また、喪失等の通知をJR北海道が受けた場合には、Kitaca機能を停止するものとします。

(3)前記(2)にかかわらず、当行および当社のいずれかに喪失等の通知があった場合、任意に当行がキャッシュカード機能を、当社がクレジットカード機能をそれぞれ停止することができるものとします。これに伴う不利益・損害等については、各社は責任を負わないものとします。

(4)利用者は、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaが喪失等にあった場合には、前記(1)の通知のほか当行に所定の書面により届出を行うものとし、この届出前に生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。

(5)道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaの喪失等により生じた損害の処理については、利用者とは当行との間では「キャッシュカード規定」、「デビットカード取引規定」等を、利用者とは当社との間では会員規約を、利用者とはJR北海道との間では「Kitacaに関する特約（道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca）」をそれぞれ適用することとします。

### 9 【届出事項の変更】

(1)利用者は、住所、氏名、電話番号、勤務先等といった届出事項について変更があった場合またはキャッシュカードが交付されるまでの間、利用者はキャッシュカード機能およびクレジットカード機能を利用できなくなりませんが、これに伴う不利益・損害等については、各社は責任を負わないものとします。

(2)前記(1)の①、④については、利用者の申出に基づき当行がキャッシュカード（普通預金）を発行するものとします。

(3)前記(1)の①、②については、当社が審査のうえ承認した場合に道銀VISAカードを発行するものとし、また、

(4)前記(1)の③については、当社が審査のうえ承認した場合に道銀キャッシュ・クレジットカードを発行するものとし、また、

(5)前記(1)の⑥については、利用者が当社所定の方法により道銀VISAカードの発行申込をし、当社が審査のうえ承認した場合に道銀VISAカードを発行するものとし、また、

### 10 【道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaの機能分離等】

(1)利用者は、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaについて次のことを行う場合には、当行に所定の書面により申込または届出を行うものとします。利用者が提出した書面の全部または一部については、当行から当社に送付し、これをもって会員規約に定める申込または届出があったものとし、また、この場合、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaを分離するか、道銀キャッシュ・クレジットカード

Kitacaの機能の一部または全部が利用できなくなり、また、下記①から⑤の場合、Kitacaの機能が利用できなくなります。

①道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaのキャッシュカード機能とクレジットカード機能を分離したうえでKitaca機能の利用を取りやめ、キャッシュカード（普通預金）と道銀VISAカードの発行を希望する場合

②道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaのキャッシュカード機能およびKitaca機能の利用を取りやめ、道銀VISAカードの発行を希望する場合

③道銀キャッシュ・クレジットカード KitacaのKitaca機能の利用を取りやめ、道銀キャッシュ・クレジットカードの発行を希望する場合

④道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaのクレジットカード機能の利用を取りやめ、キャッシュカード（普通預金）の発行を希望する場合

⑤道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaのキャッシュカード機能、クレジットカード機能の利用を取りやめる場合

⑥決済口座を解約する場合

(2)前記(1)の場合、Kitaca機能を利用できなくなり、加えて新たにキャッシュカード（普通預金）または道銀VISAカードまたは道銀キャッシュ・クレジットカードが交付されるまでの間、利用者はキャッシュカード機能およびクレジットカード機能を利用できなくなりませんが、これに伴う不利益・損害等については、各社は責任を負わないものとします。

(3)前記(1)の①、④については、利用者の申出に基づき当行がキャッシュカード（普通預金）を発行するものとします。

(4)前記(1)の①、②については、当社が審査のうえ承認した場合に道銀VISAカードを発行するものとし、また、

(5)前記(1)の③については、当社が審査のうえ承認した場合に道銀キャッシュ・クレジットカードを発行するものとし、また、

(6)前記(1)の⑥については、利用者が当社所定の方法により道銀VISAカードの発行申込をし、当社が審査のうえ承認した場合に道銀VISAカードを発行するものとし、また、

### 11 【道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaの退会】

利用者は、退会にあたっては、当行に所定の方法にて届出をすることとします。利用者から届出があった場合、当行は利用者の退会の事実を当社へ連絡するものとします。

### 12 【クレジットカード機能の一時停止等】

(1)利用者が本規定、会員規約または「Kitacaに関する特約（道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca）」に違反しもしくは違反するおそれがある場合には、当社は利用者事前に通知・催告等をすることなく、クレジットカード機能を一時停止することができるものとし、また、

(2)当社が前記(1)によりクレジットカード機能の一時停

止を行った場合および会員規約に定める会員資格の取消を行った場合（以下併せて「一時停止等の場合」といいます。）には、同時にキャッシュカード機能およびKitaca機能を停止できるものとし、当行はキャッシュカード（普通預金）を発行し貸与するものとします。

(3)一時停止等の場合に、当行から新たに当行所定のカードが交付されるまでの間、利用者がキャッシュカード機能、クレジットカード機能および Kitaca機能等ならびにその他利用停止等に伴って利用者に生じる不利益・損害等については、各社は責任を負わないものとします。

(4)一時停止等の場合には、当行または当社は利用者に事前に通知・催告等することなく、当行および当社の自動機や当社の加盟店等を通じて、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaを回収することができますものとし、当行または当社からカード回収の要求があったときには、異議なくこれに応じるものとします。

### 13 【再発行手数料等】

(1)利用者は、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaの紛失・盗難、破損・汚損および氏名変更等を理由に道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaの再発行を申し込む場合には、当行に所定の書面を提出するものとします。利用者が提出した書面の全部または一部については、当行から当社に送付し、これをもって会員規約に定める届出があったものとします。

(2)各社が、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaの再発行または前記10に定める機能分離等に応じるときは、各社所定の手続きをした後に道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca、当行所定のカード、道銀VISAカードのうちいずれか一つを再発行または発行します。

(3)前記(2)に定めるカードが再発行または発行される場合には、利用者は、当行および当社所定の手数料を支払うものとします。

### 14 【情報の管理および同意】

(1)利用者は、当行および当社がその相手方に対して、または当行もしくは当社が情報処理・事務処理を委託する会社に対して、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaの発行、交付、その他道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaの業務を遂行するのに必要な範囲において決済口座番号、道銀VISAカード会員番号等の利用者情報を提供することについて、あらかじめ同意するものとします。

(2)利用者は、当行と当社との間において、以下の目的・範囲内で、利用者に関する属性、信用状況の照会または情報の提供もしくは交換が行われることについて、あらかじめ同意するものとします。

①目的  
道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaの発行・交付、ならびに当行および当社が利用者の管理を行うため

②情報の範囲  
入会申込書等に記載された利用者の属性情報（住所、氏名、生年月日、電話番号、勤務先など）およびその変更内容、決済口座番号、クレジットカード会員番号、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaについての利用者に関する情報（当社の審査結果・会員資格の取消の事実等）、利用者と当行および当社との取引内容

(3)当行、当社および情報処理・事務処理を委託する第三者は、提供を受けた利用者の情報を、厳正に管理するものとします。

### 15 【目的範囲内の情報提供および同意】

(1)利用者は、利用者に関する情報を、以下の目的・範囲内で、当社が当行に提供することにあらかじめ同意するものとします。

①目的

A 当行が、利用者へ預金・投資信託・ローン等の当行が取扱う商品・サービスをダイレクトメール・eメールその他の方法によって案内を行うため  
B 当行が、利用者により適した商品・サービス等の研究・開発を行うためおよびアンケートを行うため

②情報の範囲

当社が保有する利用者の取引内容に関する情報（前記14の内容に加えて、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaの利用状況・ローン残高等を含むものとし、ます。）

(2)利用者は、利用者に関する情報を、以下の目的・範囲内で、当行が当社に提供することにあらかじめ同意するものとします。

①目的

A 当社が、利用者へクレジットカード・ローン等の当社が取扱う商品・サービスをダイレクトメール・eメールその他の方法によって案内を行うため  
B 当社が、利用者により適した商品・サービス等の研究・開発を行うためおよびアンケートを行うため

②情報の範囲

当行が保有する利用者の取引内容に関する情報（前記14の内容に加えて、預金・投資信託・住宅ローン等の内訳およびその残高、各種サービスの契約状況等を含むものとし、ます。）

(3)利用者は、利用者に関する情報を、以下の目的・範囲内で、各社が保護措置を講じたいうでで相互に提供することについて、あらかじめ同意するものとします。

①目的

A 道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaの発行、利用者の管理、サービスの提供を行うため  
B 各社の商品・サービス等の研究・開発を行うため

C 各社の商品・サービス等に関する各種ご提案・ご案内をするため  
D 法令等や契約上の権利の行使や義務の履行のため

E 利用者への取引上必要な連絡および取引内容の確認、その他、利用者とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

②情報の範囲

I 上記ABCDを利用目的とする場合  
当行および当社からJR北海道に提供される情報

「道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca入会申込書」に記載されたカナ氏名、性別、生年月日、および紛失情報等。

II 上記Eを利用目的とする場合

a 当行および当社からJR北海道に提供される情報  
前記Iの各項目  
b JR北海道から当行および当社に提供される情報  
Kitaca機能の使用に関する情報

(4)各社は前記(1)(2)および(3)により提供を受けた利用者の情報を厳正に管理するものとし、各社のみが利用するものとし、ます。

(5)利用者が本条項に定める情報交換・利用に同意するときは、当社所定の書面により届出を行うものとします。この場合本条項を適用するものとし、ます。

### 16 【既存のキャッシュカード（普通預金）の取扱い・クレジットカード機能の提供を認めない場合のキャッシュカード（普通預金）の取扱い】

(1)道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaの申込前に、既に発行されているキャッシュカード（普通預金）は、道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaのキャッシュカード機能を利用した以後、あるいは利用しない場合も当行所定の日に失効するものとし、ます。この場合、利用者は速やかにキャッシュカード（普通預金）を適正に廃棄するものとし、ます。

(2)当社がクレジットカード機能の提供を認めない場合、当行は道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaの申込の内容により、当行所定のキャッシュカード（普通預金）を発行するものとし、ます。

### 17 【規定の適用】

本規定に特段の定めがない場合は、「普通預金規定」、「総合口座規定」、「キャッシュカード規定」、「ICキャッシュカード特約」、「デビットカード取引規定」、会員規約、「Kitacaに関する特約（道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca）」、その他各社の定める規定を適用するものとし、ます。

### 18 【本規定の変更等】

(1)本規定の各条項、キャッシュカード機能、クレジットカード機能およびKitaca機能は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、下記のいずれかの方法により変更で

きるものとし、ます。

①当行が変更内容を当行の店頭表示その他相当の方法で公表すること。この場合、その変更内容は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとし、ます。

②変更内容を当社から通知すること、もしくは新規定を送付すること。この場合、その変更内容は、変更内容を当社から通知もしくは新規定を送付した際に定める相当期間を経過した日から適用され、利用者が道銀キャッシュ・クレジットカード Kitacaを利用した時（以下「通知後のカード利用日」といいます。）に、その変更内容を承認したものとみなし、その変更内容は通知後のカード利用日から適用されるものとし、ます。

以上  
(2018年9月改定)

## 道銀キャッシュ・クレジットカード Kitaca (道銀VISA) 規定

## 北海道銀行 道銀カード JR北海道

株式会社北海道銀行	道銀カード株式会社
お問い合わせは、お取引店まで、 お願いいたします。	〒060-0062 札幌市中央区南2条西2丁目14番地 TEL(011)241-1872(代)

2022.3 D